

大分県報

令和五年

号外（二）

三月二十三日

（木曜日）

目次

条例

大分県政務活動費の交付に関する条例の一部改正……………一

議会規則

大分県政務活動費の交付に関する規程の一部改正……………一

○条例

大分県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第十三号

大分県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大分県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「議員が会派を結成し、」を「会派の代表者は、会派が」に改め、「代表者及び」を削り、「当該代表者は、会派結成届を議長に提出しなければならない」を「その旨を議長（一般選挙後、議長が選任されるまでの間は、事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大分県議会会議規則（昭和四十年大分県議会規則第一号。以下「規則」といふ。）第四条第一項又は第六項の規定によりその旨の届出をした場合は、この限りでない。

第五条第二項中「会派結成届の内容に異動」を「前項の規定による届出の記載事項に変更」に、「会派異動届」を「その旨」に、「提出しなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

令和五年三月二十三日

○議会規則

ただし、規則第四条第六項の規定によりその旨の届出をした場合は、この限りでない。第五条第三項中「会派解散届」を「その旨」に、「提出しなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則第四条第六項の規定によりその旨の届出をした場合は、この限りでない。

第六条第二項中「会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、」を「前項の規定により通知した会派の状況に変更が生じたときは、その内容を」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大分県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県議会議長 御手洗吉生

大分県議会規則第一号

大分県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規則

大分県政務活動費の交付に関する規程（平成十三年大分県議会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。

別記様式第一号から別記様式第三号まで

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

大分県報号外（条例・議会規則）